

処 分 基 準

令和 7 年 1 月 1 日作成

法 令 名	静岡県金属くず営業条例
根 拠 条 項	第 16 条第 2 項
処 分 の 概 要	金属くず商の営業の停止命令及び金属くず商の許可の取消し
原 権 者（委 任 先）	静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	
処 分 基 準	公安委員会は、金属くず商が、2 以上の営業所を有する場合において、一の営業所につき許可を取り消され、又は営業の停止を受けたときは、他の営業所についても、情状によりその金属くず商の許可を取り消し、又は営業の停止を命ずることができる。
問 合 せ 先	静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考	